

生徒心得改定プロセス

生徒が生徒心得の内容で改定を希望する場合は以下の手順を踏む必要がある。

①改定要望書に必要事項を記入し、生徒会長に提出する。

↓

②生徒会執行部は受理した要望について、議論する。議論の前に改定希望生徒が要望内容の説明を行う。

↓

③議論の結果、生徒会執行部が改定が必要であると判断した場合は、全校生徒、保護者等、教職員にアンケート調査を実施する。

↓

④「改定する必要がある」という回答が過半数以上あった場合は、生徒心得改定会議を開催する。

↓

⑤生徒心得改定会議の構成員は以下の者とする。

生徒 5 名（生徒会執行部）
教職員 3 名（生徒支援部長、進路支援部長、教育相談部長）
保護者等 2 名（PTA 会長、副会長）

↓

⑥生徒心得改定会議での議論を踏まえ、清新高校にとって改定した方がメリットが大きいと学校長が判断された場合、生徒心得を改定する。

※法律や時代の変化等により、学校長が生徒心得を変更する場合はこのプロセスを必要としない。